

昭和二十一年十月

日本警察の沿革

—— 維新から終戦まで

内務省警保局

国立公文書館	
分類	警察庁
	9
排架番号	4 E
	15-4
	605



原本不明瞭

日本警察の沿革

目次

- (一) 維新直後の東京及び地方の警察.....一
- (二) 各府縣近代的警察制度創設の状況.....二
- (三) 當時の分掌事項.....三
- (四) 行政警察規則.....四
- (五) 警視廳の沿革.....五
- (六) 地方警察の沿革.....六
- (七) 諸外國の影響.....七
- (八) 特高警察の歴史.....八
- (九) 經濟警察の出現.....九
- (一〇) 創制及服制の沿革.....一〇
- (一一) 牧養及制度の沿革.....一一
- (一二) 警察官定員表.....一二

国立国会図書館文部警察庁図書

(一) 維新直後の東京及び地方の警察

大政奉還より維新開戦に至る間の治安維持は誰によつて行はれ何なる状態にあつたであらうか。明治元年四月東征大總督徳川頼元が江戸御入城になり、藩町奉行をかきり江戸市中取締使となし、ついで江戸市中取締取締使を置いたのであるが、向「不逞の徒往々市中を横行し、金銀を掠奪し、甚しきに至つては暗殺の擧行を逞しくするものあり。是を以て十六日府府史に尾紀長十郎に命じ、その兵隊をして市中を警邏し姦欺を鎮防せしめた。又翌五月江戸府が開政されて江戸府（八月東京府となる）と南北裁判所とが警務一般を司ることになつてからも市中の警邏警察は専ら各藩兵が交替之に當つてゐた。

併し藩兵の警邏警察の成績は決して芳しいものではなかつた。當時各藩兵隊の退却は軍務官（二年正月以前は舊幕府）が之を率ひ、その警務は各藩が之を行ひ、取締の勤務法は東京府が管掌し、その統制は軍務官、各藩、東京府と三途に出で居たのであるが、二年十一月太政官は東京府の建議を容れて兵部省として従来の藩藩の兵士を選抜して、府兵を組織せしめ、その約束、命令、賞罰、懲罰を舉げて悉く東京府に委任した。そこで東京府は府兵制を置き府兵規則を定め府下を六大区に区割して取締に當つた。各地方も之に倣つて、府兵、縣兵又は隊兵を組織した。併し府兵、縣兵等の制度も芳しい成績を挙げたものではなかつた。斯の如き状態の下に明治四年七月十四日慶應義塾が行はれたが、社會の動搖は甚しく、十月十七日太政官は令達して、今般慶應義塾各地方に於て奸民共謀黨ヲ結ビ、陽ニ善知事情ヲ名トシ恣ニ人家ヲ毀壞シ或ハ財ヲ掠奪等ノ暴動ニ及ビテ往々有之趣相聞、朝日ヲ蔑視シ、國憲ヲ違犯シ候次第、其罪不輕條條管內嚴禁ニ取締即決處置懲戒ヲ可加候。萬一手餘り候節ハ所在鎮臺へ申出臨機ノ措置ニ可及候事」と云つてゐる種であるから、愈々府兵組織を變改する必要があつたのである。かくて明治四年十月二十三日東京府下取締のため通卒三千人が置かれた。そこで東京府は新に強健にして方正なる丁勇、千人を鹿兒島に徵募し特に典事川崎利良を同様に差遣し、これを引卒せしめ又別に健兒一千人許を各府縣に徵募し以て取締使を組織しこれが統率に東京府がこれにあつた。即ち府下を六大区に分つて毎大区に一取締出張所を

ノ職ヲ奉ジ居候類ハ總テ番人ト改稱可致此旨相繼發事此は各府縣に於ける名稱の不統一を番人制度を以て統一せんとする試みであつたのであるが、番人と改稱するについては各府縣の意見たる反對を免れ得なかつた。その理由とするところは、番人には従軍職多非人が用ひられてゐたからであつた。そこで東京府を除く各府縣共連年と改稱されることになつて統一された。その後同年六月地方官會議で「連年の名稱不當ならず警備に準じて巡査と改稱すべき旨決議あり、同年十月「連年を巡査と改稱すべき旨」といふ布達を見たのである。こゝに於て我が國の巡査制度は確立され名實共に統一ある警察が樹立された。

かくて維新後の舊兵による警察と軍政との混同時代は去り、新に近代的な警察制度が樹立されることになつたのであるが、これは尙司法と警察との混淆したものであつた。即ち既述の如く警察は司法省に屬し地方各府縣では廳政廳なるものが警察と裁判とを併掌してゐたのであるが明治七年一月には警察省が内務省に移管され明治八年三月には行政警察規則が發布され、明治八年十月には地方官會議で「連年の名稱不當ならず警察事務管掌の獨立課が創設せられて司法と警察との分離が行はれ、明治四年から明治八年の間に我が國の警察制度は近代的組織の一應の準備を見たのである。

(三) 當時の分掌事項

次に明治四年から明治八年に亘る間の警察司法混淆時代及び明治八年に行はれた兩者分離當初に於ける警察の所掌事項について略記する。

(1) 司法省警察 明治四年七月九日刑部省及矯正省を廢止して司法省を設置するや、從來刑部省及兵部省の兩省管轄に屬した我が國警察は漸次司法省に統一せられ、こゝに司法と警察との混淆時代を生ずるに至つたのであるが、明治五年八月司法省に警察が設けられ、警察は東京連年の直接指揮に當ると共に、全國の警察作用を直轄し、大警視以下の官吏を全國に派遣して府縣所屬の捕亡吏番人等を指揮監督するに至つた。明治五年十月定められた警察官職第二條にその所掌事項を規定して曰く「警察官ノ職ヲ總テハ國中ヲ安寧ヲラシメ人民ノ健康ヲ保護スル爲メシテ安寧健康ヲ妨グル者ヲ豫防スルニヤリ」

(2) 府縣總務課 明治四年十月縣治條例が發布され、地方各府縣の警察事務は訴訟裁判の事務を所掌する總務課に於て管掌し縣令參事等の指揮を受けて典事之が主任となり、その部下として大屬、中屬、少屬、捕少屬、史生、出仕等の官員を置いてその事務を掌理せしめたのであるが、今日の行政警察事務は當時に於ては一般行政事務とされ、庶務課租稅課等に於てもその幾分宛を管掌する状態であつた。該條例を次に摘録する。

- 總務課 「縣内ノ訴訟ヲ審議シ其情ヲ達シテ長官ニ具陳シ及縣内ヲ監視シ罪人ヲ處置シ捕亡ノ事ヲ掌ル」
- 庶務課 「社寺、官署ノ繕造ニ人畜ノ數ヲ稽査シ郡長里正ノ勤惰ヲ察シ官省進達府縣往復ノ文書ヲ案シ學校ノ事務及郡長、里正、戸長等外使部等ノ進退ヲ掌ル」
- 租稅課 「正租雜稅ヲ收入費因ヲ檢シ及之開墾、通船、墾殖、漁獲、山林、堤防、警備、社會等ノ事ヲ掌ル」

以上は司法と警察の混淆時代の總體であるが明治六年十一月には内務省が設置され翌七年一月には警察省が内務省に移管され、同時に東京警視廳が警察省から獨立し、各地方廳には第四課が設けられ司法と警察とが分離されるに至つたのである。以下これらの分掌事項を概記する。

- 内務省 「戸籍ノ法ヲ更生シ警備ノ規則ヲ改正スルコト。
- 出版新聞ノ規則ヲ設立更生スルコト。
- 醫藥實業ノ規則ヲ設立更生スルコト。
- 遊藝場及公園ノ規則ヲ設立改定スルコト。
- 演劇、遊藝物取締ノ方法ヲ施行スルコト。
- 行政警察ノ規則ヲ施行スルコト。
- 出版新聞等ノ規則ヲ施行スルコト。
- 醫藥及實業等ノ規則ヲ施行スルコト。

○ 東京警視廳 明治七年一月制定の東京警視廳職掌事務章程によれば「警備ノ大總掌ハ人民ノ凶害ヲ豫防シ世ノ安寧ヲ保全スルニ在リ。之ヲ行政警察ノ官トナス。其ノ職

務ヲ四項ニ大別ス。其一、人民ノ權利ヲ保護シ營業ニ安シセシム。其二、健康ヲ看護シ生命ヲ保全セシム。其三、放逸淫逸ヲ制シ風俗ヲ正シクセシム。其四、國事犯ヲ懲罰シ中ニ探察ヲ防ス。

と規定されて居り、本廳分課として文書、履歷、編期、安寧、用度ノ五課が置かれた。東京警視廳は明治十年一月には一度廢され、内務省に警視廳を置き東京府下警察事務を内務大臣直轄の下に移したが後四年を経て明治十四年一月再び警視廳が設置されたが、この分課職務は後述の警視廳の沿革で觸れることにする。

○第四課 明治四年制定の府縣官制及縣治條例に基いて同年十一月より翌五年に亘り各府縣に設けられた。縣課は當時は専ら司法警察の時代であり、警察は犯罪者の捜査逮捕及びその糾弾が重要な任務であつたため、警察事務と併せ裁判に關する事務と行刑の事務を兼掌してゐたが、他面行政警察事務は一般行政事務として庶務課及租稅課でその兼分を分掌する状態であつたが、司法警察、行政警察の限外稍々明瞭になるに及んで明治七年二月から漸次各府縣に縣廳庶務課及縣廳課内に警察課又は警察係を設置し、從來縣廳課中裁判事務を除いた司法警察及囚獄事務と庶務課で扱つてゐた警察事務とを併せて警察係として管掌せしめた。これが後年の府縣警察部の濫觴である。此の時に於てはまた獨立の二課となつてゐなかつたが、明治八年三月には行政警察規則が制定され、八年十一月三日には縣治條例を廢止し新に府縣職制並事務管掌が發布され、府縣に六課を置き、第四課をして警察事務を管掌せしめることになつた。該課は別に警察課又は警察係と指稱され、この獨立の二課として誕生したのであるが、當時に於ける第四課は行政警察司法警察の外囚獄の事務をも兼掌した。一面明治四年以來警察の根幹として、その發達に貢獻してきた縣廳課は新に生れた警察課に主管事務の大半を承はれ、訴訟裁判の事務のみを管掌し漸次府縣の課中より餘り餘り明治九年には各地方府縣裁判所と改稱され後府縣地方裁判所となつたのである。

(四) 行政警察規則

明治維新直後の軍政と警察との混同時代は廢藩置縣によつて終絶を告げ明治五年八月には司法省に警察官が設けられ、警察は東京府下の廳卒を直接指揮すると共に大警視以下官吏を全國に派遣して全國警察作用を直轄することとなり、

各地方には明治四年十一月縣廳課が設けられて、警察事務と裁判事務とを併掌することになつたことは既に述べた通りであるが、こゝに至つて是は司法と警察との混同時代に中央集權時代となつたのである。かかる事情の下にあつた明治五年九月警察官制の爲東京府に派遣を命ぜられた警察官大警視川路利良は翌六年九月歸朝して警察官本任連に建議書を提出し行政警察行政警察とを分離すべきこと、内務省を改組すべきこと、府縣警察官を府縣長官に委譲すべき事等を建議した。政府もこれに動かしめ、明治六年十一月には内務省を改組し翌七年一月には警察官を内務省に兼し内務省として全國の警察を管掌せしめ、同月東京警視廳を創設して東京府下の警察を警視廳として管掌せしめ、府縣に於ける警察は知事をして管掌せしめることとした。

之と同時に七年一月には司法警察規則が制定され、七年二月から漸次府縣廳課は警察係と地方裁判所に分れ、翌八年三月には行政警察規則が發布され、こゝに司法と行政警察とが截然と區別され、司法警察の時代より行政警察の時代へ、中央集權より地方分權へと轉換して我國警察制度の基礎は確立せられたのである。明治八年三月發布の行政警察規則こそ我が國警察制度を基礎づける根本法とも云ふべきものである。以下その内容を略記する。

該規則は明治八年三月太政官達第二九號として發布され全文四章に區分され、第一章には「警察職務之事」を掲げ行政警察の權限その他を規定し第二章は「警察職務之事」第三章は「巡査職務之事」を規定し、警部、巡査夫々の職務方法を定め、第四章は「巡査心得之事」として巡査職務執行上の心掛くべき事項を述べてゐる。

- 第一章 警察職務之事
- 第一條 行政警察ノ權限タル人民ノ凶害ヲ預防シ安寧ヲ保全スルニ在リ
- 第二條 各府(東京府ヲ除外)廳長官其事務ヲ提掌シ警部ヲシテ之ヲ分掌セシメ、便宜各府ニ出張シ巡査ヲシテ各府ニ分派シ巡査警察セシム
- 第三條 其ノ職務ヲ大別シ四件トス
 - 第一、人民ノ權利ヲ保護スル事
 - 第二、健康ヲ看護スル事

第三、放逐通ヲ制止スル事
 第四、國法ヲ犯サントスル者ヲ懲罰中ニ探察ヲ行フ事
 行政警察ノ力及バズシテ法律ニ背テ者アルトキハ其ノ犯人ヲ探索シテ捕スルハ司法警察ノ職務トスル之ヲ行
 政警察ノ官ニ於テ行フトキハ檢察官並司法警察規則ニ照スベシ
 第五條 警察官ハ共ニ一ノ利益ヲ計リ一家團圓ノ小惠ヲ獲テ可ラズ且一己ノ功ヲ貪リ警察一般ノ目的ヲ達ス可ラズ

(五) 警視廳の沿革

警視廳は維新後帝都の治安維持の總元帥の大任に當るものであり、且廣瀬義典前既に藩主とも云ふべき徳川氏が失脚し
 てゐたので通常の各地方府縣とは警察取締りの面に於いても制度の上にも異つたものがあつた。従つてこゝに特
 警視廳の成立發展過程を概見してみることにする。
 (1) 各藩兵の交代警備時代(明治元年四月—明治二年十一月)
 明治元年四月東征大總督官江戸御入城になるや江戸市中の警備は、尾形藤太郎等の十二藩が輪番之にあたつてゐた。
 (2) 東京府兵時代(明治二年十一月—明治四年十月)
 明治二年十一月には太政官は東京府の建廳を命じて府兵を組織しこれが統率を東京府に一任した。
 (3) 警備時代(明治四年十月—明治五年八月)
 明治四年七月十四日の慶應義塾に於いて、従來の武士階級を基礎とする府兵制度は廢止され、明治四年十月二十三日には
 東京府下取締のため應奉三千人が置かれた。
 (4) 以上三時代は總稱「維新後の東京及び地方の警察」を参照)
 (5) 司法警察時代(明治五年八月—明治七年一月)
 明治五年八月東京府警備本を司法省に移し、ついで同省中に警察を新設して全國に亘る警察事務を管掌せしめた。
 この警察の新設は一面には東京府下の警察を兵部省の支配から脱せしめると同時に又他面に於いては警察を全國的に

統一せんとするものであつた。

(6) 東京警視廳時代(明治七年一月—明治十年一月)
 明治六年九月歐洲より歸朝した警備助兼大警視廳川路利良の建議に基いて明治六年十一月内務省を設け、翌七年一月九
 日司法警察本を内務省に移管し、七年一月十五日東京警視廳が設置せられた。
 同年一月二十七日には従來の通卒は巡査と改稱せられた(警視廳以外の地では八年十月)
 (7) 内務省警視廳時代(明治十年一月—明治十四年十月)
 明治十年になつて鹿兒島縣下に不慮の空気が漲るやうになると明治七年設置した東京警視廳は廢止されて、内務省の警
 視廳に合併され、之を總括する大警視が全國の警察官を直接指揮する迄になつた。この改革は經費節減を名として行は
 れたのであるが、その實は優秀な首都警察力を以て、不十分な地方警察を強化せんと企てたものと思はれる。
 (8) 警視廳時代(明治十四年十月—十四日現在)
 上述の如き制度は當時の治安情況からみて已むを得ない處置ではあつたが、かくの如き極端な中央集權的組織は國內治
 安が平穩に復するにつれて必要がなくなり、明治十四年十月十四日の改革によつて警視廳が再び獨立設置せられ同時に警
 視廳は警保局と改稱され略々現在の如き制度となつた。
 警視廳の職制は明治十四年一月十四日太政官第三號を以て警視廳職制並事務章程に規定されてゐるが明治七年二月改
 置のものが東京警視廳と稱して東京の文字を冠稱したが新設のものは單に警視廳と稱し長官も亦東京警視廳時代は警視
 廳と稱し、後大警視を以て充てることにしたが新設の警視廳は特に警視廳監の名稱を以てした。
 職制によれば「警視廳は東京府下警察事務を總理し、消防隊及監獄を管轄し、次の諸局及部署を設け各其の事務を総理
 す」とされて居り諸局及び部署としては「内局、書記局、第一局、第二局、巡査本部、警察署、消防署、監獄署」が舉げ
 られてゐる。各局、部署の所掌事項としては内局に於ては、國事上の一般警察、政治警察、出版物及外國人に關する事項
 を掌り、書記局は文書會計の事、第一局は營業警察、交通警察、建築警察、衛生警察の事、第二局は司法警察、風俗
 警察の事、巡査本部は巡査の召集、賞罰、點検、及び指揮監督を警察署は管内の行政司法一切の警察事務を消防本署は
 消防職員指揮監督、火災消防に關する事項と監獄署は監獄職員の監督、未決、既決、各囚舎獄の事項を各管掌した。

その後も下層の變更はあつたが、特記すべきことは、明治三十六年三月の監獄事務の司法省移管と明治四十四年八月の特別高等警察課の新設とであつた。即ち明治四十三年五月の幸徳事件を契機として、全国に亘つて警察官の職制官房に特別高等警察課が設けられ(總監官房高等警察課が高等警察課及び特別高等警察課に分れた)社會運動の取締りの掌にかつて大正二年頃には官房(文書、高等、特高等事務)警務部(警務、警備、刑事、事務)保安部(保安、交通事務)衛生部(衛生事務)消防部(消防事務)の各部局の整備を見、略々現在の如き形態をとるに至つた。

(1)大正十年六月刑事課が警務部から獨立して刑事課となつた。

(2)昭和七年六月官房特別高等警察課は獨立して、特別高等警察課となつた。

(3)昭和十三年七月保安部保安課に經濟警察係が新設されたが、これは同年八月保安部の經濟保安課に昇格し、ついで昭和十六年二月には獨立して經濟警察部となつた。

(4)衛生事務は明治十四年頃には第一局で取扱ひその後、警務局又は第四部等で取扱つてゐたが、大正二年六月衛生部として獨立して昭和十六年二月保安衛生部の衛生課となり、昭和十七年十一月には該部は保安部となり衛生事務は東京府に移管された。但し警察取締の部は保安部の衛生係がこれを處理した。

(5)昭和十九年七月保安部は解散し、警務、勤員、保障等の事務は新に設けられた勤務部がこれを掌り、その他の事務も保安、安寧、風紀、興行、交通、運轉等の事務は經濟警察部に吸収された。

従つて今次大變の終末期に於いては警察官には總監官房、警務部、特別高等警察部、刑事部、勤務部、經濟警察部及び消防部の七部局を有してゐた。

由るに終戦後聯合軍司令部の指令により、特別高等警察部は昭和二十年十月十三日廢止され、更に勤務、行政の東京都移管に伴ひ、勤務部は昭和二十年十二月二日廢止され、經濟警察部は新に設けられた保安部の生活課、交通課として再出發することとなつた。現在(昭和二十一年)警察官の部局は官房、警務部、刑事部、保安部、消防部の五部局である。

次に性質上注目すべき若干の部課についてその變遷の跡をたどつてみる。

- (1)政治警察 所謂高等警察は古くは内局又は第三局で取扱つてゐたが、明治二十四年の改正により官房で取扱ひ三十七年八月には、高等課と呼稱され官房に屬したが昭和十年六月には選舉廢止の見地から發展の辨消して情報課となり、その後情報課、情報課、更に情報係と改められ昭和二十年十月十三日廢止された。
- (2)思想警察 特高等警察は明治四十四年八月官房に新設され、昭和七年六月特別高等警察部に昇格、昭和二十年十月十三日廢止された。
- (3)關係法關係 労働争議調停の事務を處理するため、大正九年十月特高課に労働係が新設され大正十五年五月には官房の調停課に昇格、昭和七年六月には特高部の調停課となつたが昭和二十年十月十三日廢止された。
- (4)工場法關係 工場法關係事務を處理するため大正五年一月保安部に工場監督官が設けられたが、大正六年三月には保安部に工場課が新設された。昭和十六年二月には保安衛生部の工場課、昭和十七年十一月には保安部の労働課となり、昭和十九年七月には勤務部の労働課となり、昭和二十年十二月二日東京都に移管された。
- (5)建築關係 大正九年十一月保安部に建築課が新設されたが昭和十八年七月東京都に移管された。
- (6)特別警備隊 昭和八年十月警務部に特別警備隊が新設され後警備隊更に警備隊警備隊とよばれるに至つたが昭和二十一年二月廢止された。

(六) 地方警察の沿革

大政奉還直後、各地方は依然として封建藩主、これが統治權を握つて居り、従つて警察もその例外たりうるわけがなく舊幕時代の與力、同心又は武士階級から集められたものを以て警察事務を擔當してゐた。之即ち舊幕時代の藩兵力を基礎とする府兵、縣兵時代である。

慶應義塾直後明治四年十月東京に邏卒の制が採用せられると各地方も之にならつて捕亡吏の制度がとられるに至つた。ついで明治四年十月發布せられた縣治條例に基き府縣には廳隊が設けられ、該隊の職務は民刑の裁判及び司法警察がその主を占め、行政警察はその萌芽を認むるにすぎなかつた。従つてこの時代は司法と警察との混淆時代であつたので

あるが明治六年十一月の内務省の設置、明治七年一月の警察官の職務移轉、明治八年三月の行政警察規則の發布等により司法と警察とが理論上分離される。明治八年十月には警察官の官職が設けられ、翌十一月には警察官の官制が設けられ、警察官とも呼ばれる。翌九年には全国各府縣に警察事務官の獨立課が設けられるに至り、従来の司法及警察の混淆時代の明治八年三月の行政警察規則發布迄に行政警察制度はその緒に就いた。

明治十三年四月には全国一齊に警察官の官制を改稱し、至十四年十一月には府縣に警察部長を置き、警察官を以て警察本署とした。

明治十九年七月の地方官官制の大改革によつて府縣知事は警察事務を兼理することを明瞭にし、府縣知事が警察事務に付府縣令を發する権限あることを定め、且從來に於ては警察官は國事警察に於ては直に内務省の命令を奉じ、又は直にその事情を具狀することが出来てゐた制度を廢止して、警察官は職權一切について知事の指揮監督を受ける等、府縣知事はこゝに名實共に管内に於ける警察事務を兼理し、地方警察官として又内務大臣に次ぐ第二級の警察官として、その存在を一層明かにするに至つた。その後幾度となく改正は行はれたが、知事のこの權限には何等の變更なく現在に至つてゐる。

明治十九年七月警察本署は警察本部と改稱され、更に明治二十三年十月には警察部と改められるに至つた。

明治三十六年三月には警察官の職務を府縣行政事務中より除き、明治三十八年四月警察部は第四部と稱せられたが、明治四十年七月には再び警察部と改稱され、警察部長は警察部長と呼ばれることになつた。大正十三年十二月警察部長を職名とし、書記官を官名とする體になつたが、後警察部長をその官名として現在に至つてゐる。

明治十九年七月より二十二年一月頃迄の間に警察本部は警察本部と改稱されたが、管内には警備、保安、主計の三課が設けられ、警備課は警察の獨立立案及び本部の庶務と、保安課は、治安、宗教、衛生、風俗、教育、警備、河川、海防、警備、山林、田圃、漁業、警備の事務及び各部の監督と主計課は警察に關する出納課の事務を掌つた。

明治二十三年十月十日の地方官官制の改定により警察本部は警察部と改稱され、府縣警察部には警務(従前の主計課は概ね該課に合併された)保安の二課が存在し、大阪府の如き政治上重要な地には別に高等警察課が置かれた。

明治二十六年の官制改正に當り衛生事務を警察部に移管し衛生課が設けられた。衛生事務は二十三年十月から獨立の一課として内務部に屬してゐた。明治三十六年三月には監獄に關する事務が府縣行政事務中より除かれた。明治四十四年頃からは全國各府縣に設置され、警察部の各課は警務、保安、衛生、高等警備となつた。

明治四十四年三月公布の工場法は大正五年九月一日より實施され、その施行に關して濱次郎府縣に工場課が置かれる様になつた。

大正十一年一月には刑事警察の充實を期するため、從來保安課で取扱つてゐた刑事警察事務を分離して全國一齊に刑事課を獨立せしめた。過激なる社會運動取締りのため明治四十四年警察部は始めて特別高等警察課が設けられ、大正十二年には全國各府縣に特別高等課が創設せられ、ついで昭和三年七月には全國府縣一齊に特別高等警察課が置かれるに至つた。

大正十五年七月、労働争議調停法の實施に伴ひ、警察部には労働課が置かれた。昭和四年八月には健康保険法實施のため、警察部に健康保険課が設けられた。

爾來我が國が進展する時、戰時の體制に入るや警察の職務は増加の傾向を示し、各課の整備充實が行はれた。その主要なものを示せば

- (1) 高等課は昭和十年選挙改正の見地から廢止され、その事務は書記官事務課又は情報課がこれを行ふことになつた。
 - (2) 衛生課は昭和十七年十一月内務部に移管され警察は衛生事務執行に關して、主務當局と協力することになつた。
 - (3) 支那事務の進展に伴ひ、わが國經濟機構を競争目的に即應せしめるため、昭和十三年八月各府縣に經濟保安課を創設し、更に警務課、警備課、警備課が設けられるに至つた。
 - (4) 防犯警備、治安警備のため警務課が新設されたのも戰時中の大きな變革であらう。
- 次に戰時中に於ける警察部の代表的形態と思はれる警務課、書記官、特別高等警察課、刑

専断、職權、警察、經濟保安、警備、勤勞、保衛、練習所である。
各課の職務をのべることはゆるがず、警察官の職務に基く勤勞運用を主たる任務とし、警察官は工場監督、警務管理を主たる任務としてゐた。

従つて、前述の工場監督警察は警察官及び特別高等課に委任したものと見られる。
警察官の自由が叫ばれ、警察官は職を失はせられ、警察官は局長行政から手を引くべしとの要請のもとに警務行政は内政へ移管された結果、警察官、勤勞課及び健康保険課は警察官から除かれ、經濟保安課は防犯課又は保安課と改稱して、専ら防犯の見地から經濟統制違反取締に活用することになった。

(七) 諸外國の影響

我が國の警察は明治三十年代の完成期に達する迄外國の制度や法制を採り入れて發達して來たのであるが、その模範となつた國々は年代によつて異なり、英・佛・獨——米國は警察に關する限り殆んど我が國に影響を及ぼさなかつた。——の順序に従つて、次第に移つて行つたことが沿革上注目される。

(1) 最初は英國、明治七年に置かれた東京警視廳は川路大審判が主としてパリ警察を模倣して立案したものであると傳へられてゐるが、それより以前の我が國の警察には英國の警察がかなり、影響を與へてゐる。當初の警察——まだ「警察」といふ語はなかつたが——官用語として「ポリス」の名を以て呼ばれたこと、明治五年の横濱の選挙が輔子にたしめてゐたこと、最も早く開辦された警察の書物が英書によつた選挙問答であつたことなどからして、運搬の消息を推察することが出来る。然らばこの最も早く輸入せられた英國式警察が何故我が國で育たなかつたであらうか。我が國の政治行政は、中央集權の全國統一思想を模範として居り、殊に當時は尚ほ不平の徒が各地に散在して地方の治安を十分に確保せられず、中央政府の權力を強化徹底することが何よりも必要であつたので、種々な地方分權主義

による英國式警察では、實施上困難が感じられたからである。第一には英國式行政制度や運用が本年の世習や斷片的な法令で組立てられた複雑なものであり、理解しがたかつたからである。

(2) 次は佛國、次に採用せられたのは、フランスの制度であつた。フランスはドイツに破れて共和國になつてゐた——ナポレオン三世パリ城下の盟が明治四年一月——のであるがナポレオン一世時代に完成した法律制度は、なほ當時の歐洲で讚美されて居り、明治五年に渡歐した川路大審判なども特にパリの警視廳に關心をもつて視察したのであるから自然同國の警察制度が我が國に採り入れられたのも無理はない。

(3) 最後は獨逸、然るにその後になつて新興ドイツの勢力は大陣を際し、殊にフランスが共和國になつて以來の思想傾向は明治政府の精神と方向を異にしてゐたので、君主國として政治の趨勢が似通ひ、且急速に法律制度の進歩して來たドイツの文物が我が國に移入せられた。ドイツ式警察制度の移入は明治十八年のヘーゲン大尉の來朝によつて具體化したもの、如く思はれる。
かくて我が國警察は、英・佛・獨等の制度を取り入れ、明治三十年前後、條約改正が略々成らうとした頃には一應日本式警察が完成したとみることが出来る。

(八) 特高警察の歴史

特高警察の對象たる國家社會の安寧秩序を破壊するが如き、社會運動は形式こそ異なれ何れの社會に於ても存在してゐたのであり、従つてかかる運動の取締は古くは各府縣警察部の保安課又は高等課に於て分掌してゐたのである。然し乍ら所謂社會運動は概して社會主義運動のことを指稱するものであり、この社會主義運動が初めて日本に起つたのは明治三十年頃のことであるが、それが特に警察取締りの對象となされたのは、明治四十三年無政府主義者幸徳秋水一派が明治天皇の崩御に爆弾を投ぜんとした、所謂大逆事件の發生に鑑み、明治四十四年八月警視廳官房に特別高等課が設けられたの開始である。爾後歐洲大戦頃迄は社會主義運動は殆んど屏息状態にあつたからであるが、大正六年ロシア革命に判戦されて

「從來本國巡査をして三尺許りの木杖を携帯せしむるは騒亂の餘強賊の横行を防護するに必須なるが爲なりと雖も、今や一般帯刀を禁じ、風俗節を絶つるの日に在つて猶此の如きは實に無用なるのみならず、頗る粗野の態を免れず歐洲各國も亦巡査をして帶劍せしむるが故に本國も亦此例に倣ひて後帶を換用し……」と、
紋上の如く過去に於ける警察官吏の帶劍は護身の用とするよりは寧ろ警察官吏の威厳、品位、體裁の保持を主要目的として居り、大正前期に至る迄の社會平穩の時代には、刀身も小さく専ら品位と體裁を第一條件としてゐたが、大正七年の米騒動を中心とする社會狀勢の變轉に伴ひ護身用として改稱されるに至つた。更に警察官吏の護身用として帶劍の外に必要に應じて拳銃携帯を許すに至り、大正十三年十月一日内務省より府縣に訓令された。翌十四年三月十七日には訓令第九號を以つて明治十七年の巡査帶劍心得を廢して、現行の警察官吏、武器使用規程を定められた。
更に終戦後警察の民衆化が叫ばれ一面兇惡犯罪が大規模に頻發するに及び全國警察官吏の帶劍を廢し拳銃を携行せしむべく企圖せられた。ある。

(一) 教養制度の沿革

(1) 初任現任教養

(イ) 明治初年に於ける警察官吏は概ね幕府時代警察事務を執掌して来た與力、同心又はその他の舊藩士を徵募採用して、選卒、取締捕丁吏、番人等の名稱を以つて警察事務を管掌せしめ、その操縦進退に付ては一定の規則なく各府縣長官の任意専行するところであつた。
(ロ) 明治八年行政警察規則の發布を見、警察制度が漸次確立するや當時の警察官吏が法令に關する知識に缺け、且風儀規程、學識、素養に於て遺憾の點多きに鑑み、明治八年十二月二十二日内務省達乙第百六十八號を以つて初めて巡査召集規則を制定し全國同一の規定によつて巡査を召集すると共に採用上一定の條件を附した。而して之が召集に關しては明治十六年三月廢止され採用方法は各府縣をして便宜定めさせ内務省に提出すべきこととした。

(ハ) 而るに之に前後して明治十三年頃より自由民權の旗幟を掲げて、政治運動が活發過激となり、ために政府は明治十三年四月集會條例を發布する等これが取締りのために幾多の法令を設けるに至つた。かゝる社會情勢の推移により直接法令の執行にあたる巡査は此等法制の必要に通過し各府縣の法令を解説する知識を養成する必要を生じ、茲に各府縣は漸次巡査教習所を設け、初めて採用した巡査、新に巡査に採用せんとする者或は既に巡査の職にあり乍ら成績不良の者を一定期間教養して實務につかせる傾向を生じた。東京府視本署第一課管理の下に明治十三年一月十六日巡査教習所が設けられたが、これが我が國に於ける巡査教習所の嚆矢である。
(ニ) 而してこれらの巡査教習所は各府縣がその必要に應じて隨意設置したものであり、教習を受くべき者に於て、教習の方法學科に於て區々であつたばかりでなく、また全国的に普及しなかつた。而るに明治十四年十月には明治二十三年を期して國會を開設すべき勸諭が決議せられ、各種の政治團體は一致に政權獲得を目的とする、公然たる政黨を組織し、その運動が増々熾烈を極めるにいたり、警察官吏の教養は益々その必要を増したので内務省は各府縣に巡査教習所を設置し全国的に統一ある教養を施す要ありとし、明治十九年四月八日訓令を發し、自今新に召集する巡査は職務に服せしむる前に別定むる教習規則により略々警察の史項を訓授し實務を練習せしむべしとした。同時に巡査訓授例を定め現任巡査の教養の必要を訴へた。かくして各府縣は巡査教習所を設置して秩序的に初任巡査の教習を行つたがこの巡査教習所は未だ獨立の機關ではなかつた。
(ホ) 明治二十四年内務省は明治十六年三月以來各府縣適宜に委して區々であつた巡査採用方法を改め、九月三日巡査採用規則を制定した。爾來その内容に數次の改正を加へたものが現行の巡査採用規則である。
(ヘ) 明治三十年七月七日内務省は訓令を發して巡査教習規則を定め、初めて採用した巡査は巡査教習所で二月以上必要なる學科及び實務を教習し、教習期間の終末に於て試験を施し、該試験に合格した者でなければ警察署に配置することが出来ない旨規定し、同時に現任教養をなすべき旨規定してゐる。これに内容の改正をなしたものが現行の巡査教習規則であり、この規則に基いて巡査教習所は獨立の一機關となつた。
(ト) 大正十二年五月十七日の回答及び通牒によつて巡査教習所は漸次警察練習所と改稱されるに至つた。

(2) 警察教養

警察官定員 (明治一〇一〇年一〇月一日より)

年 度	警 署 長	警 署 長 補	警 署 長 補 補	警 署 長 補 補 補	警 署 長 補 補 補 補	警 署 長 補 補 補 補 補	計
明治 29. 8							28,567
30. 4							28,591
31. 4							28,653
32. 4							29,125
33. 4							29,881
34. 4							29,889
35. 4							30,533
36. 4							31,928
37. 4							32,120
38. 4							32,333
39. 4							32,860
40. 4							33,670
41. 4							33,897
42. 4							35,025
43. 4							36,292
44. 4							36,669
45. 4							36,836
大正 2. 4							37,308
3. 4							37,712
4. 4							38,579
5. 4							40,418
6. 4							41,161
7. 4							42,268

以上、主として内務省長官の推挙にかゝる警察官の任用に關する所定は、大正八年四月、松井博士が就任した
が博士退任後は警保局長を兼任する制度をとつてゐる。警察講習所は従来警察幹部教育のために設けられたが、
大正七年一時閉鎖されたが、終戦後再びその活動を開始してゐる。

(イ) 警察講習所 明治十七年二月内務省山縣有朋は内政改革の第一歩として中央に有力なる警察教育機関を設置するの
必要なることを上申し、警察講習所を創設、關東鐵道(アロイセン)警察大尉ウキル(ヘルム)・ヘーン及び警察局長エミル・
フキガセウスキーを招き各地方長官選拔にかゝる警察官吏を收容して明治十八年四月開講した。これは明治二十二年
三月廢止された。

(ロ) 警察監獄學校 警察講習所廢止以來十一年間全國統一の警察教育機關がなかつたが、偶々條約改正の時機に際會し
て居り、外國に借を得る要ありとし、伊藤内閣の内務大臣芳川顯正之が計畫をなし、内務書記官有松英義、内務省警
務課長松井茂努力し、明治三十二年九月、再び國費を以つて警察監獄學校が開校せられた。收容者は曩に設置した警
官講習所が地方長官の選抜にかゝる警察官吏たるに比し、その趣を異にした。即ち志願者は何人に限らず試験の上自
費入校を許し卒業者は試験を要せずして文官普通試験委員の推薦を経て判任官に任用する資格を與へ、所謂幹部補を
作らんとする意圖であつたが事實上は當分現職警察官吏のみ入學を許して居つた。而してこれも明治三十七年二月
行政整理によつて又も廢止せられた。

(ハ) 警察協會 警察講習所内外の狀勢は警察官吏の教育益々緊要なるものがあつたにも拘らず國家財政上國費を以つ
てこれが施設を設ける機運は到來しなかつた。これより先明治三十三年、有松、松井兩氏の畫力により警察協會の組
織を見るに至つたが、已むなくこの協會の事業として全國會員より徴收した會費たる警察協會の經費を以つて明治四
十二年二月警察官講習所を開いた。

(ニ) 警察講習所 中央に於ける警察教育機關は以上の如き沿革を経國費を以つての創設後二回に亘るが、これも間も
なく廢止され、萬々私設團體たる警察協會の經費によつてゐたが警察教育機關の如きは、その警察職務の重要性より
して當然國費を以つて施設し整備せる施設のもとに警察精神の修養に警察必須學術の研鑽武道の修練をなし必要あり
となし、大正七年寺内内閣の内務大臣後藤新平の主張に基いて計畫され水野鍊太郎が内務大臣の時實現された。即ち
大正七年五月警察講習所官制を發布し國費を以つて警察講習所を設置した。これが現在の警察講習所である。該講習
所は内務大臣の管理に屬し、警察官吏若しは消防官吏たるべき者に警察消防に關する學術及其の運用を教授する所とし
講習所長には内務大臣の指揮監督を受け、所務を管理することとなり、職員としては所長の外教授、助教、書記を

臺灣省之農業

年次	總產值	糖	茶	稻	其他	總產值	總產值
大正 12.12	61	277	1,003	2,626	5,299	67,502	67,504
14.12	51	275	1,002	2,723	5,365	68,653	68,350
15.12	61	275	1,007	2,693	5,399	68,904	69,715
16.12	51	279	1,012	2,580	5,399	69,758	69,853
17.12	51	238	1,799	2,590	6,276	69,701	69,484
18.12	51	218	1,721	2,389	6,523	61,318	62,349
19.12	51	212	1,895	2,327	6,519	61,324	64,227
20.12	51	212	1,890	2,375	6,667	61,322	62,222
21.12	52	217	1,894	2,568	6,574	61,314	64,227
22.12	52	228	1,822	2,904	6,930	62,855	65,463
23.12	52	229	1,822	2,627	7,071	63,276	65,227
24.12	53	246	1,852	2,661	7,124	62,623	66,278
25.12	53	251	1,686	2,752	7,424	64,715	68,402
26.12	53	212	1,744	4,081	7,770	68,132	72,122
27.12	52	217	1,721	4,242	8,456	62,122	78,023
28.12	52	240	1,825	2,953	9,522	65,765	82,627
29.12	52	277	1,912	5,229	10,112	67,721	86,260
30.12	52	300	1,915	6,022	11,219	72,223	90,000
31.12	52	261	1,652	6,225	10,422	60,561	78,465
32.12	54	272	1,716	6,212	11,221	60,651	78,271
33.12	54	252	1,752	3,222	7,622	64,222	84,222
34.12	51	222	1,714	6,274	8,422	64,422	82,217
35.12	51	222	1,752	7,042	8,222	62,222	82,222